

湖国のお店応援！ココクーポン

(プレミアム付きデジタル商品券) 事業はじめます！！

背景

新型コロナウイルス感染症の拡大により大きく影響を受けた、小売・サービス業の事業者支援を目的として滋賀県内の各店で利用できるデジタル商品券を発行することで、県内消費を喚起し、県内経済を本格回復軌道に乗せる起爆剤とする。

事業の概要

- 事業名：プレミアム付きデジタル商品券による小売・サービス事業者応援事業
- デジタル商品券の愛称：湖国のお店応援！**ココクーポン**



- 利用期間：令和4年1月8日(土)～令和4年2月28日(月)
- クーポン発行金額：① 7,500円 (販売額 5,000円/プレミアム率 50%)
全店共通ポイント/3,000円・専用ポイント/4,500円
② 15,000円 (販売額 10,000円/プレミアム率 50%)
全店共通ポイント/6,000円・専用ポイント/9,000円

全店共通ポイント：中小規模店・大規模店 共に利用可能 / 専用ポイント：中小規模店 でのみ利用可

- 購入可能限度額：1人あたり5,000円または10,000円のいずれか
- 販売方法：ココクーポン専用アプリによる申込・販売 ※応募多数の場合は抽選
- 利用できる店舗：滋賀県内の小売業・サービス業・飲食業の参加登録店舗
※1回あたり1,500円以上の支払いが対象(1円単位で決済可能)

今後の予定

- 令和3年11月16日 参加店舗募集開始 ← 詳細は裏面へ
- 令和3年12月上旬 ココクーポン(デジタル商品券)購入申込受付開始
- 令和4年1月8日～2月28日 ココクーポン(デジタル商品券)利用期間

湖国のお店応援！ここクーポン



11月16日から参加店舗受付開始



ここクーポンポータルサイト:<https://koko-coupon.com>

コールセンター 0570-065-008 <平日 10:00~18:00>

- 1次募集：令和3年11月16日（火）～12月17日（金）

※2次募集以降は、ポータルサイトをご確認ください。

- 参加店向け説明会

令和3年11月26日 参加店向け説明会（WEB）

令和3年11月30日 参加店向け説明会（大津）

令和3年12月1日 参加店向け説明会（彦根）

対象となる業種・業態・店舗

- 県内の小売業・サービス業・飲食業の店舗が対象となります。

ただし、全国チェーンのドラッグストア、コンビニエンスストア、家電大型専門店は対象外となります。

（対象となる例）

飲食店、持ち帰り・配達飲食店、スーパー、飲食料品店、衣料・身の回り品扱店、化粧品店、バイク・自転車店、書店、写真店、タクシー・運転代行、理美容・エステ・ネイルサービス・リラクゼーション店、銭湯・日帰り温泉入浴施設、クリーニング店、スポーツ施設（ゴルフ場、ボウリング場など）、カラオケ店 など

※飲食店については、『みんなでつくる滋賀県安心・安全店舗認証』取得店舗のみ対象となります。

中小規模店・大規模店の区分について（全店共通ポイント・専用ポイントに関係）

- 中小規模店とは、本登録店舗要件を満たし、以下の（1）～（3）の要件をすべて満たす店舗です。それ以外は、すべて大規模店に該当します。

（1）中小企業基本法に定める中小事業者であること。

（2）大企業のフランチャイズでないこと。

（3）小売店で店舗面積が1,000㎡以下であること。

※テナントの場合は、各テナントの店舗面積で判断します。

※同一事業者が運営する店舗において、一つでも1,000㎡以上の店舗がある場合はすべての店舗を大規模店とみなします。

ここクーポンの利用対象とならないもの

- | | |
|--|--|
| ① 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い | ⑧ たばこ（電子たばこを含む） |
| ② 公共料金・各種手数料（振込手数料・電気・ガス・水道料金、保育料等） | ⑨ スポーツジム、文化教室等の月謝 |
| ③ 国税、地方税等の公租公課 | ⑩ 宿泊を伴う旅行代金 |
| ④ 有価証券、商品券、ビール券、おこめ券、図書券、切手、印紙、
プリペイドカード、旅行券、乗車券等の換金性の高いものの購入 | ⑪ 保険診療 |
| ⑤ プレミアム分が加算されている回数券 | ⑫ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律
（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する
性風俗関連特殊営業において提供される役務への支払い |
| ⑥ 現金への換金、金融機関への預け入れ、宝くじ、公共ギャンブル、
パチンコ等への支払い | ⑬ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの |
| ⑦ 事業に伴って使用する原材料、機器類や仕入れ商品の購入等、
買掛金、未払金等の支払い | ⑭ その他、事務局が不相当と認めるもの |